第646回審査会合 資料1-2 P.6-45 一部修正



Ts-1トレンチの変状の変位量の考え方

〔本編資料3.1.4に関する補足説明〕

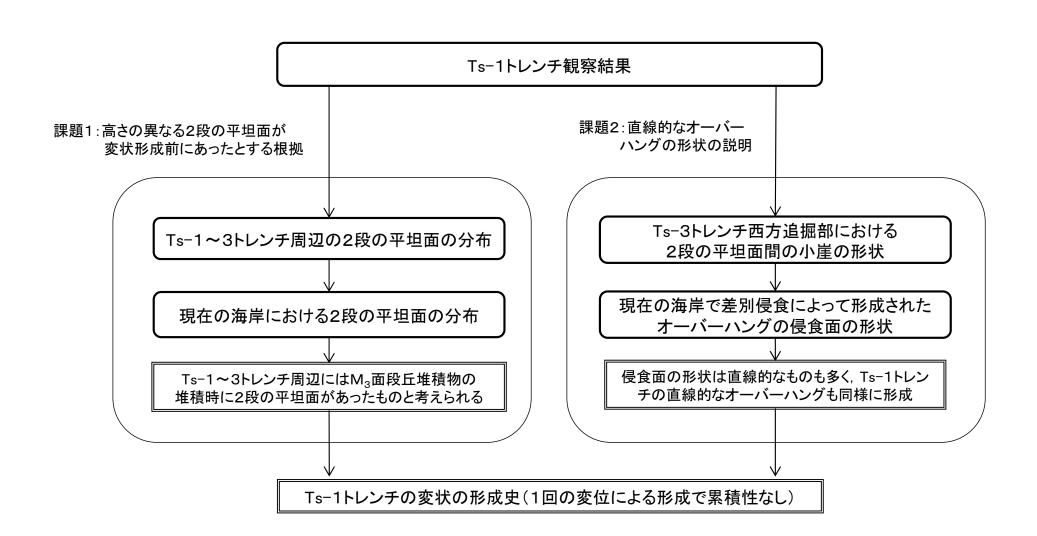
• Ts-1~3トレンチ周辺の地質調査結果に基づき、Ts-1トレンチで認められる2段の平坦面の分布及びそれらの間の小崖の形状が、現在の海岸で観察される2段の平坦面の分布(差別侵食)及び小崖の形状と類似していることを示し、Ts-1トレンチの変状の変位量の考え方(1回の変位による形成で累積性なし)について説明する。

4.2 Ts-1トレンチの変状の変位量の考え方(2/10)

第646回審査会合 資料1-2 P.6-46 一部修正



検討フロー

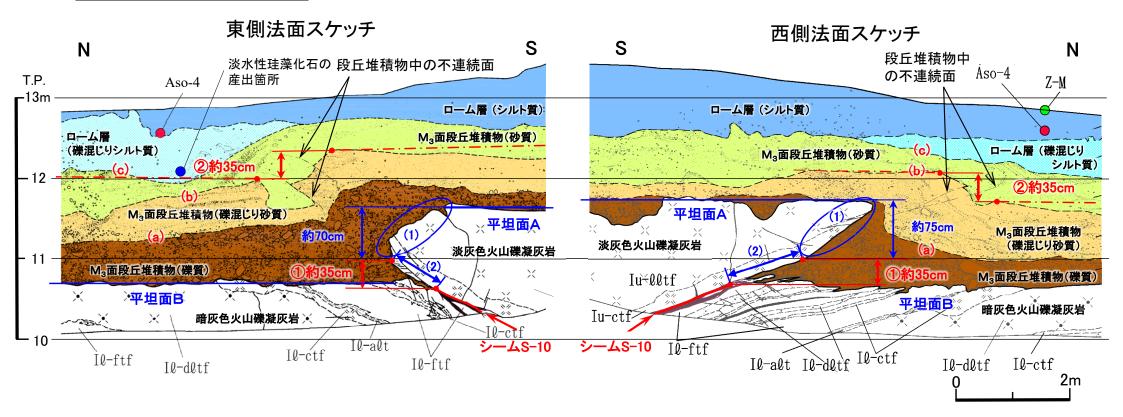


4.2 Ts-1トレンチの変状の変位量の考え方(3/10)

第646回審査会合 資料1-2 P.6-47 一部修正



<u>Ts-1トレンチ観察結果</u>

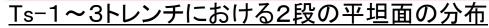


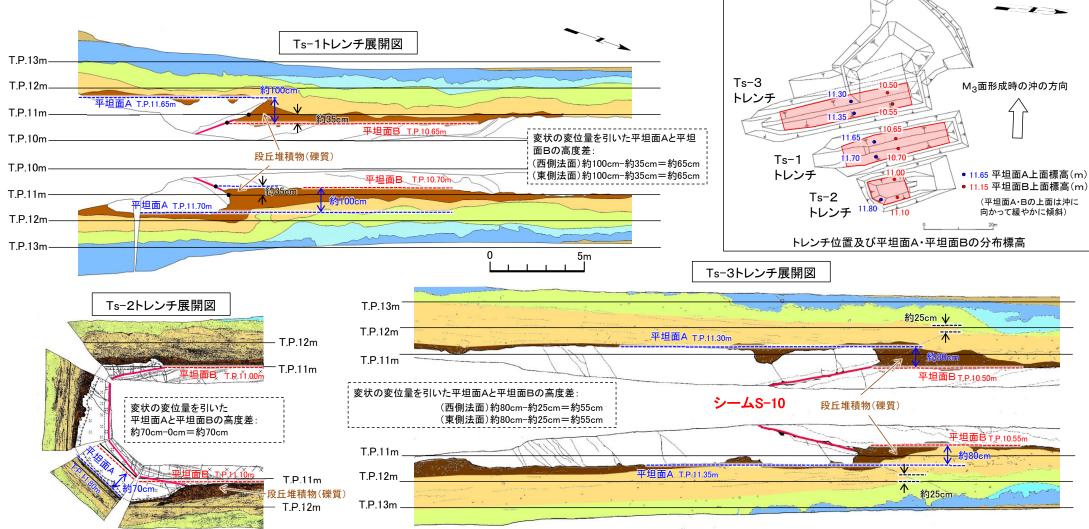
基準面	変位量測定箇所付近の性状	見掛けの鉛直変位量
岩盤上面	 岩盤上面にはシームS-10付近を境に、平坦面Aと平坦面Bから成る高さの異なる2段の平坦な面が認められる。平坦面Aは標高約11.7m、平坦面Bは標高約10.7mで、ほぼ水平な面となっている(P.4-61, 4-62参照)。 2段の面の境を成す小崖の上部(1)、高度差約70cm~約75cmには岩盤中の層理面を切断する明瞭な侵食面が認められる。 小崖の下部はシームS-10の延長上の平滑な面(2)となっている。この面の下端部付近は、細粒凝灰岩及びシームに沿って周囲の岩盤より下方に侵食が進んでいる。この面の上端と下端(シーム上端)の高度差は①の約35cmである。 	変状を形成した岩盤の変位は (2)に相当し、変位量は東側・西 側法面共に①の <mark>約35cm</mark> と判断 される。
段丘堆積物 の地質境界	(a)礫質堆積物上面:礫層は平坦面B上で厚く,平坦面A上で薄く,変状付近で層厚が大きく変化する。	ー (基準面として不適)
	(b)礫混じり砂質堆積物上面:掘り込みを伴う上位層の堆積などの局所的凹凸はあるが,層理面の全体的構造の把握は可能。	東側・西側法面共に <mark>②約35cm</mark>
	(c)砂質堆積物上面:変状の延長上で淡水性珪藻化石を含む(●)礫混じりシルト質ローム層に葉理が切られ不整合で被われる。	ー (基準面として不適)

4.2 Ts-1トレンチの変状の変位量の考え方(4/10)

第646回審査会合 資料1-2 P.6-48 一部修正







- Ts-1~3トレンチの岩盤上面には、沖(西側)に向かって緩やかに傾斜する2段の平坦面が認められ、平坦面AはシームS-10の上盤側、平坦面Bは下盤側に分布する。
 直上の礫質の段丘堆積物は平坦面AとBで厚さが異なり、小崖を埋めるように平坦面B上で厚く分布する。
- ・平坦面AとBの高度差は、変状が認められるTs-1及びTs-3トレンチでそれぞれ約100cm及び約80cm、変状が認められないTs-2トレンチで約70cmである。
- Ts-1及びTs-3トレンチにおける変状の変位量(約35cm, 約25cm)を差し引いた平坦面AとBの高度差はそれぞれ約65cm及び約55cmであり、Ts-2トレンチの約70cmと同程度であることから、平坦面AとBは変状が生じる前に形成されていたものと考えられる。

1m

4.2 Ts-1トレンチの変状の変位量の考え方(5/10)

第646回審査会合 資料1-2 P.6-49 一部修正



Ts-3トレンチ西方追掘部における平坦面の分布

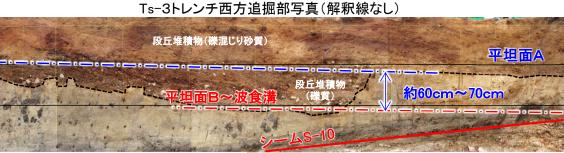






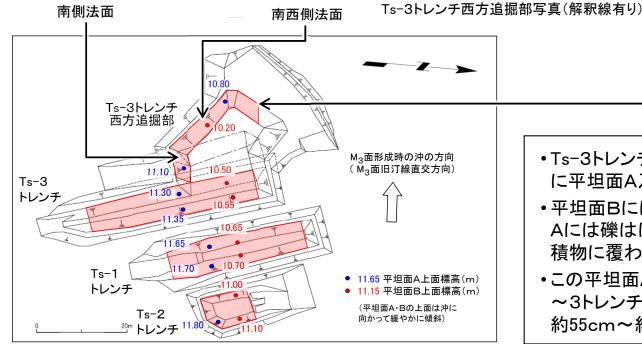
T.P.11m
T.P.10m

淡灰色火山礫凝灰岩





北西側法面



トレンチ位置及び平坦面A・平坦面Bの分布標高

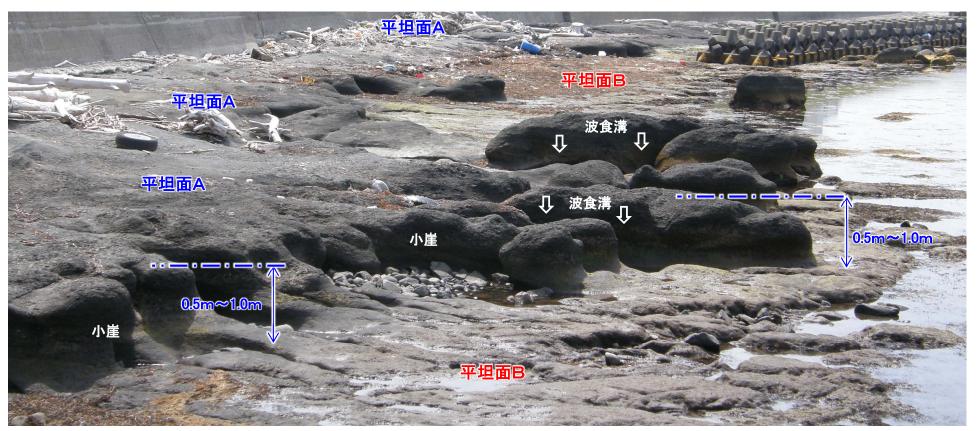
- •Ts-3トレンチ西方追掘部の法面では、シームS-10の上盤 に平坦面A及び平坦面Bの2段の平坦面が認められる。
- 平坦面Bには礫質の段丘堆積物が認められるが, 平坦面 Aには礫はほとんど認められず, 礫混じり砂質の段丘堆 積物に覆われている。
- ・この平坦面AとBの高度差は約60cm~約70cmで、Ts-1 ~3トレンチにおける変状の変位量を差し引いた高度差(約55cm~約70cm)と同程度である。

4.2 Ts-1トレンチの変状の変位量の考え方(6/10)

第646回審査会合 資料1-2 P.6-50 一部修正



現在の海岸における2段の平坦面の分布



大潮干潮時撮影

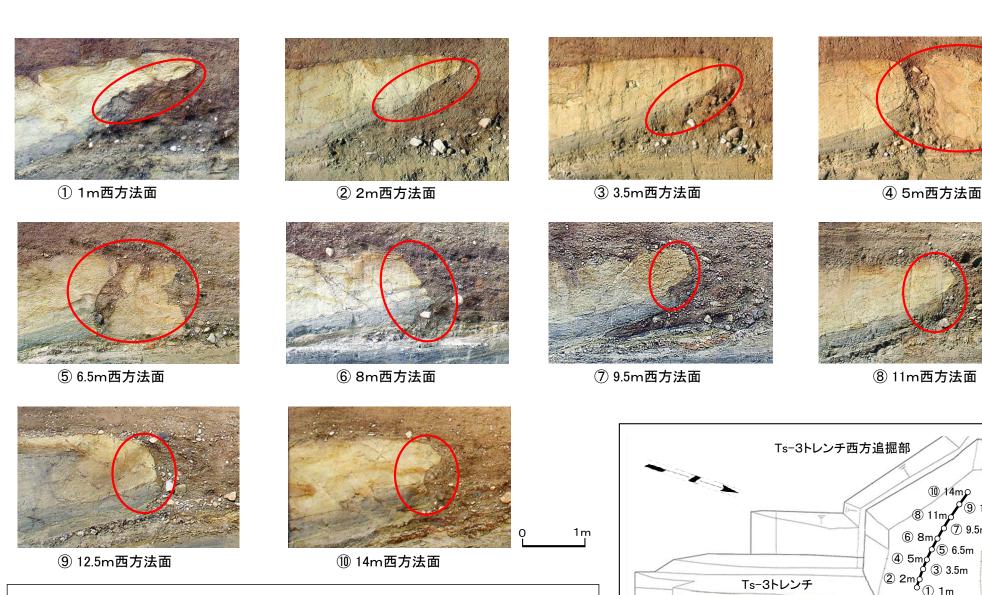
- ・敷地前面の海岸には、Ts-1~3トレンチに分布するものとほぼ同層準の淡灰色火山礫凝灰岩が分布し、平坦面A 及び平坦面Bの2段の平坦な面が認められ、沖へ向かって緩やかに傾斜している。
- ・平坦面A及び平坦面Bの境界は高度差0.5m~1.0m程度の小崖となっており、平坦面Aには部分的に平坦面Bと同程度の標高まで波食溝が刻まれており、Ts-3トレンチ西方追掘部と同様の2段の平坦面の関係が観察される。
- •この平坦面Aと平坦面Bとの高度差(0.5m~1.0m程度)は、Ts-1~3トレンチにおける変状の変位量を差し引いた 高度差(約55cm~約70cm)と同程度である。

4.2 Ts-1トレンチの変状の変位量の考え方(7/10)

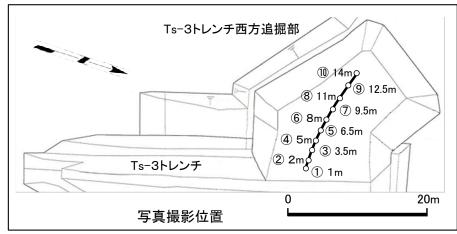
第646回審査会合 資料1-2 P.6-51 一部修正



Ts-3トレンチ西方追掘部における2段の平坦面間の小崖の侵食面の形状



Ts-3トレンチ西方追掘部で観察される2段の平坦面の間の小崖には, 直 線的なオーバーハングも含め様々な侵食形状(〇〇)が認められる。

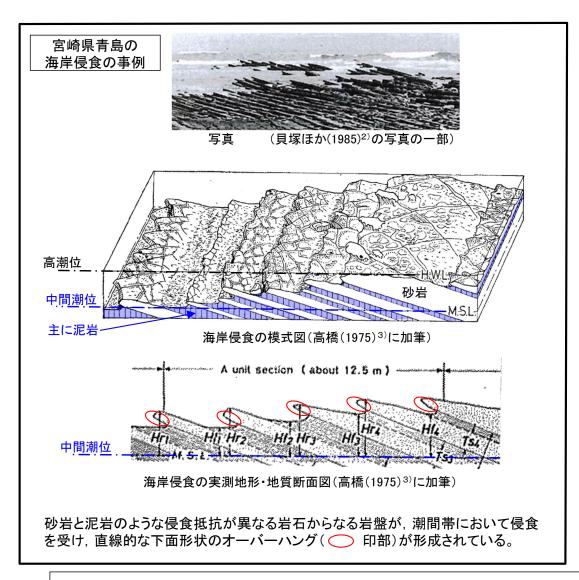


4.2 Ts-1トレンチの変状の変位量の考え方(8/10)

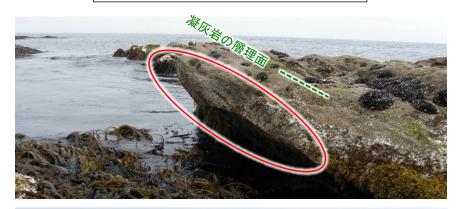
第646回審査会合 資料1-2 P.6-52 再掲



現在の海岸で差別侵食によって形成されたオーバーハングの侵食面の形状



下北半島ちぢり浜の海岸侵食の事例





敷地約20km東方の岩石海岸(ちぢり浜)露頭写真(大潮干潮時撮影)

潮間帯に分布する凝灰岩に層理面沿いの差別侵食によって直線的な下面形状のオーバーハング(印部)が形成されている。

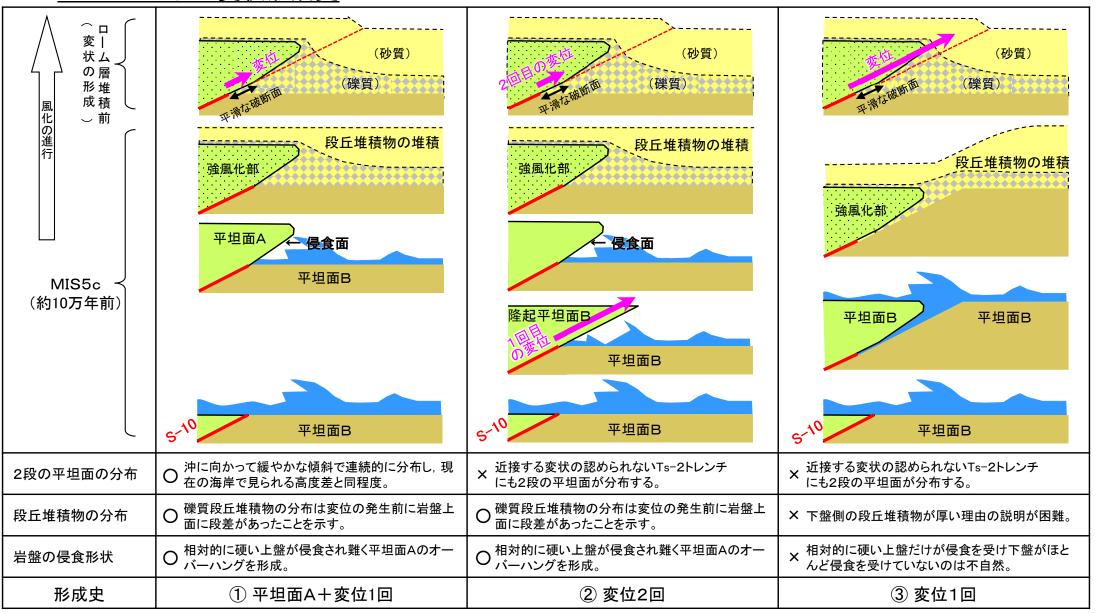
- 潮間帯に差別侵食で形成されたオーバーハングの侵食面は直線的なものも認められる。
- •Ts-1トレンチのオーバーハング下面の直線的な侵食面は、塊状で比較的硬い淡灰色火山礫凝灰岩と侵食を受けやすい細粒凝灰岩・粗粒凝灰岩 互層が接する境界部に形成されており、潮間帯付近におけるS-10上盤と下盤の差別侵食によって形成されたものと考えられる。

4.2 Ts-1トレンチの変状の変位量の考え方(9/10)

第646回審査会合 資料1-2 P.6-53 一部修正



Ts-1トレンチの変状形成史



Ts-1トレンチには変状の形成前から2段の平坦面があり、1回の変位で変状が形成され累積性がないとする形成史①が、2段の平坦面の分布、段丘堆積物の分布及び岩盤の侵食形状と最も整合的である。

〇:観察事実が整合

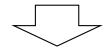
×:観察事実が不整合

第646回審査会合 資料1-2 P.6-54 一部修正



<u>まとめ</u>

- Ts-1~3トレンチ周辺の岩盤上面に認められる2段の平坦面は, 直上の礫質の段丘堆積物の厚さが異なること, 変状の認められないTs-2トレンチにも分布すること等から, 現在の海岸で観察される2段の平坦面と同様に変状が生じる前から侵食によって形成されていたものと考えられる。
- 現在の潮間帯で差別侵食によって形成されたオーバーハングの侵食面の形状は直線的なものも認められ、Ts-1トレンチのオーバーハングの直線的形状も同様に差別侵食で形成されたものと考えられる。



観察事実に基づいて、Ts-1トレンチの変状の形成史について検討すると、変状は1回の変位で形成され累積性がないものと判断される。



(余白)



深部のシームS-11とcf-3断層との切断関係

[本編資料3.3.2(1)に関する基礎データ]

5.1 cf-3断層の活動性評価

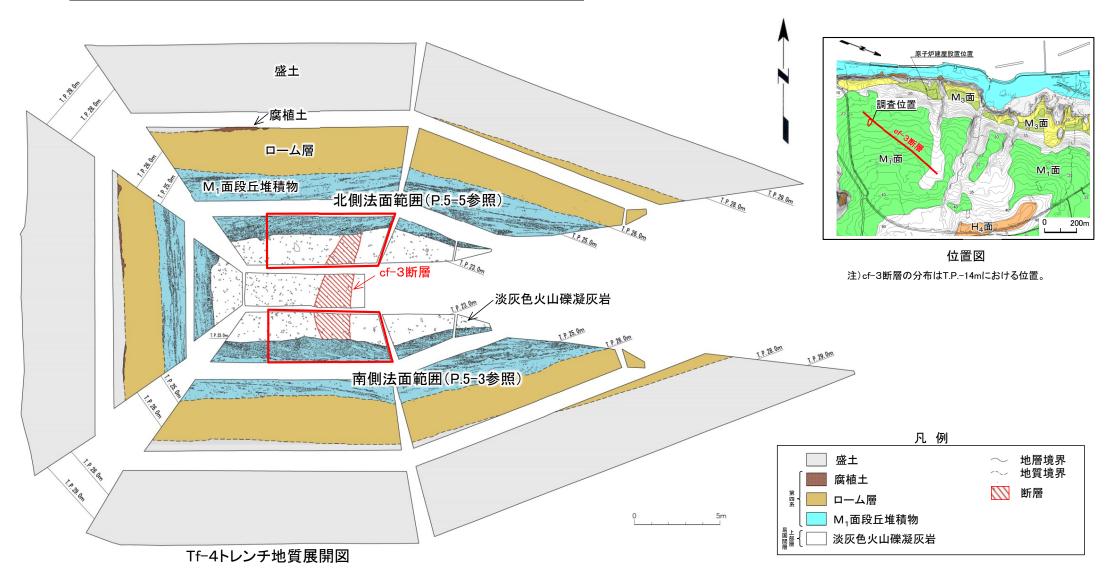
- Tf-4トレンチにおいて、cf-3断層とそれを覆うM₁面段丘堆積物との関係から、 上載地層法によりcf-3断層の活動性を評価する(P.5-2~P.5-7参照)。
- 5.2 cf-3断層による深部のシームS-11の切断箇所の性状
- Tf-5(a)トレンチにおける深部のシームS-11とcf-3断層との切断関係及び風化性状に関する観察結果を示す(P.5-9~P.5-11参照)。

5.1 cf-3断層の活動性評価(1/6)

第862回審査会合 資料1-1 P.2-30 再掲



上載地層法による活動性評価(1/5):Tf-4トレンチ



MIS5eのM₁面に掘削されたTf-4トレンチにおいて、cf-3断層とそれを覆うM₁面段丘堆積物との関係を確認した。

5.1 cf-3断層の活動性評価(2/6)

第862回審査会合 資料1-1 P.2-31 再掲



上載地層法による活動性評価(2/5):Tf-4トレンチ南側法面

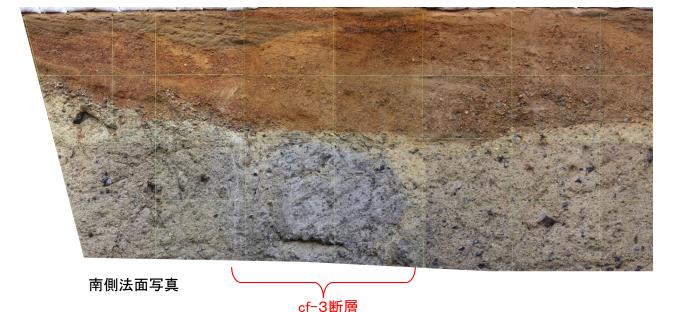
W
M,面段丘堆積物(礫混じり砂)
詳細図範囲(P.5-4参照)
M,面段丘堆積物(砂礫)

T.P.23.5m

水次灰色
火山礫凝灰岩

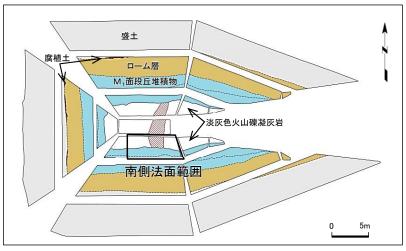
南側法面スケッチ

cf-3断層





注)cf-3断層の分布はT.P.-14mにおける位置。



Tf-4トレンチ展開図

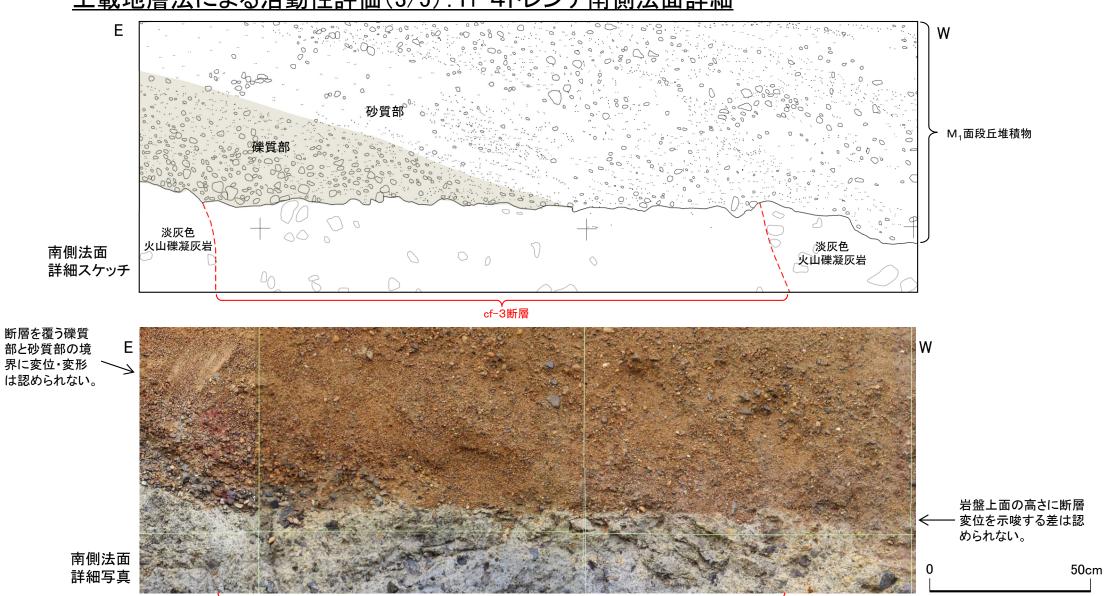
Tf-4トレンチでの調査の結果、cf-3断層は M_1 面段丘堆積物に変位・変形を与えていないことから、後期更新世以降の活動はないと判断される。

5.1 cf-3断層の活動性評価(3/6)

第862回審査会合 資料1-1 P.2-32 再掲



上載地層法による活動性評価(3/5): Tf-4トレンチ南側法面詳細



• cf-3断層を覆うM₁面段丘堆積物基底の礫質部及び砂質部には, 堆積構造を乱すような変位・変形や礫の再配列等は認められない。

cf-3断層

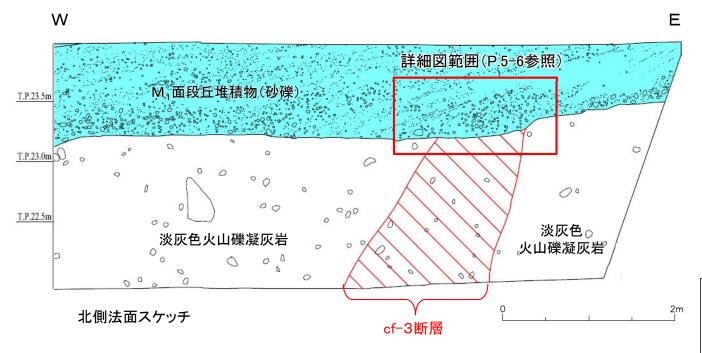
•岩盤上面の凹凸は不整合面形状を示しており、cf-3断層及び周辺岩盤の岩盤上面の高さに断層変位を示唆する差は認められない。

5.1 cf-3断層の活動性評価(4/6)

第862回審査会合 資料1-1 P.2-33 再掲



上載地層法による活動性評価(4/5):Tf-4トレンチ北側法面

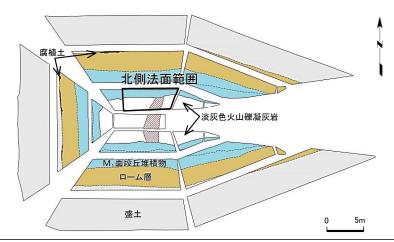




cf-3断層



注)cf-3断層の分布はT.P.-14mにおける位置。



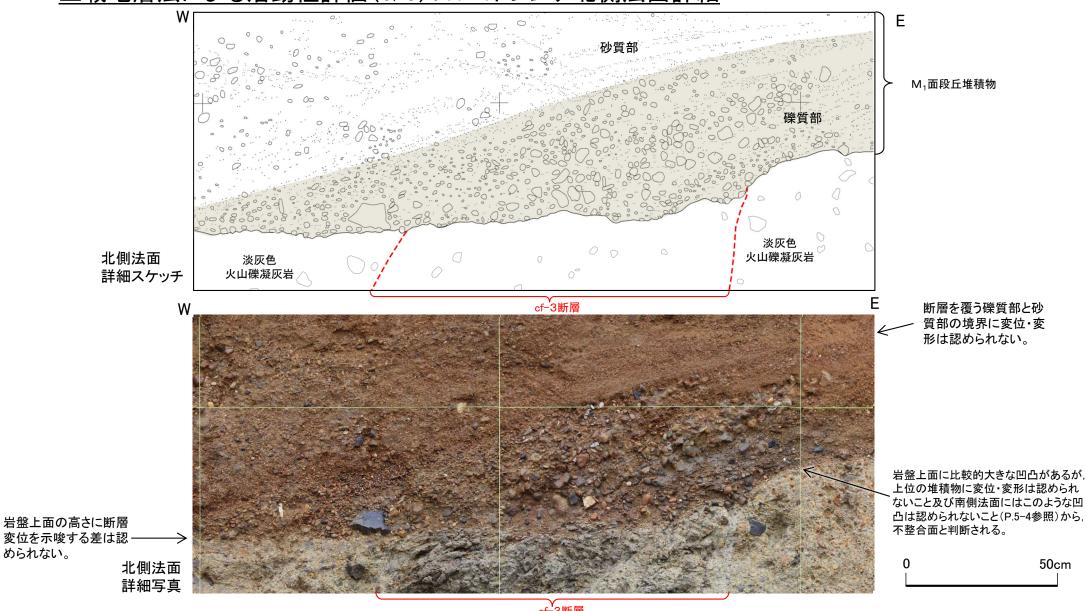
Tf-4トレンチ展開図

Tf-4トレンチでの調査の結果, cf-3断層はM₁面段丘 堆積物に変位・変形を与えていないことから, 後期更 新世以降の活動はないと判断される。

第862回審査会合 資料1-1 P.2-34 再掲



上載地層法による活動性評価(5/5):Tf-4トレンチ北側法面詳細



- ・cf-3断層を覆うM₁面段丘堆積物基底の礫質部及び砂質部には、堆積構造を乱すような変位・変形や礫の再配列等は認められない。
- •岩盤上面の凹凸は不整合面形状を示しており、cf-3断層及び周辺岩盤の岩盤上面の高さに断層変位を示唆する差は認められない。

第862回審査会合 資料1-1 P.2-35 一部修正



まとめ

• Tf-4トレンチでの上載地層法による調査の結果, cf-3断層はM₁面段丘堆積物に変位・変形を与えていないことから、後期更新世以降の活動はないと判断される。



cf-3断層には後期更新世以降の活動はなく、将来活動する可能性のある断層等に該当しないと判断される



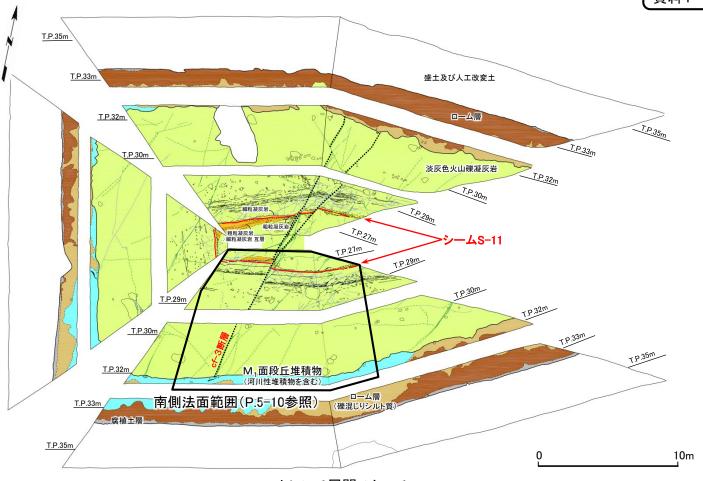
(余白)

5.2 cf-3断層による深部のシームS-11の切断箇所の性状(1/3)



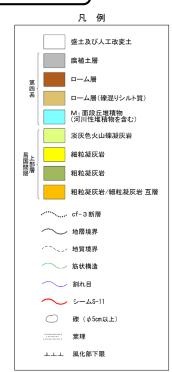
<u>深部のシームS-11とcf-3断層との切断関係: Tf-5(a)トレンチ</u>

第804回審査会合 資料1-1 P.4-46 一部修正



トレンチ展開スケッチ

- Tf-5(a)トレンチでは、深部のシームS-11は後期更新世以降の活動が認められないcf-3断層* (P.5-7参照)に切られていることから、深部のシームS-11には後期更新世以降の活動はないと 判断される。
- Tf-5(a)トレンチでは、深部のシームS-11上盤の弱風化部(P.5-10参照)がシームに接している。



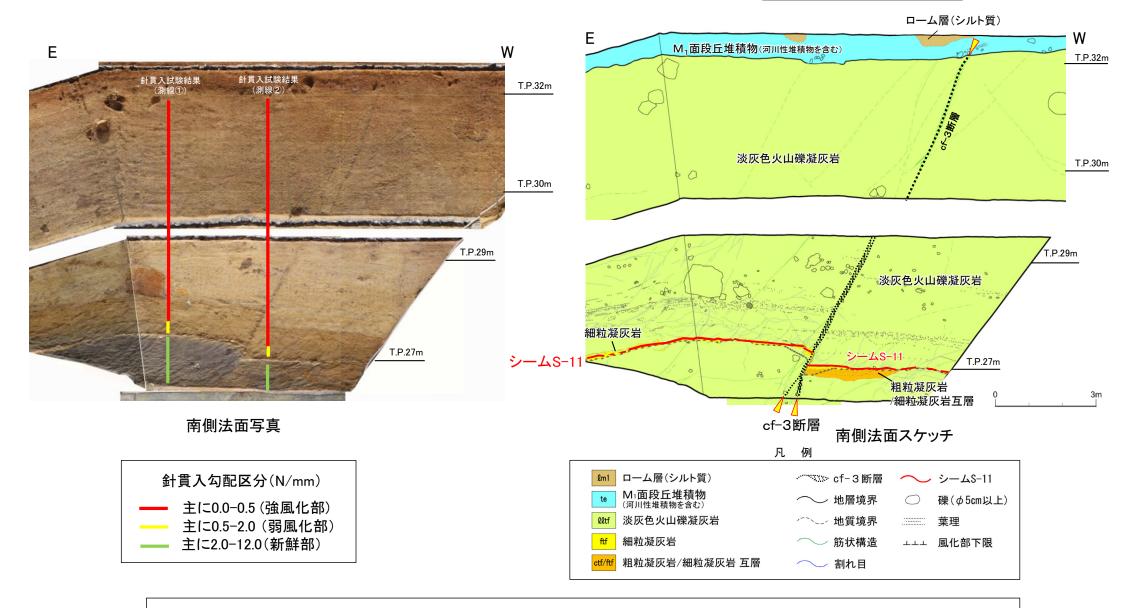


5.2 cf-3断層による深部のシームS-11の切断箇所の性状(2/3)



深部のシームS-11の上盤の風化性状: Tf-5(a)トレンチ南側法面

第804回審査会合 資料1-1 P.4-47 一部修正



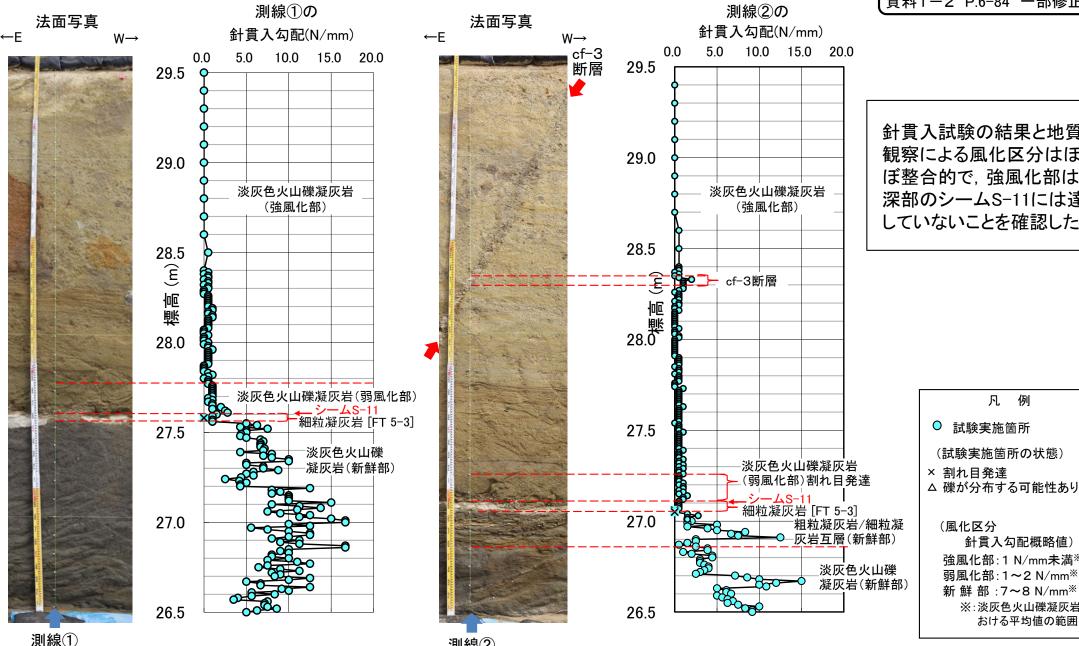
Tf-5(a)トレンチでは、深部のシームS-11は弱風化部に接しており、強風化部はシームに達していない(P.5-11参照)。

5.2 cf-3断層による深部のシームS-11の切断箇所の性状(3/3)



針貫入試験結果:Tf-5(a)トレンチ南側法面

第646回審査会合 資料1-2 P.6-84 一部修正



測線(2)

針貫入試験の結果と地質 観察による風化区分はほ ぼ整合的で、強風化部は 深部のシームS-11には達 していないことを確認した。

(試験実施箇所の状態)

△ 礫が分布する可能性あり

針貫入勾配概略值)

強風化部:1 N/mm未満※ 弱風化部:1~2 N/mm*

※: 淡灰色火山礫凝灰岩に

おける平均値の範囲



変位を伴う不連続面の特徴

〔本編資料3.3.3(1)に関する基礎データ及び補足説明資料〕

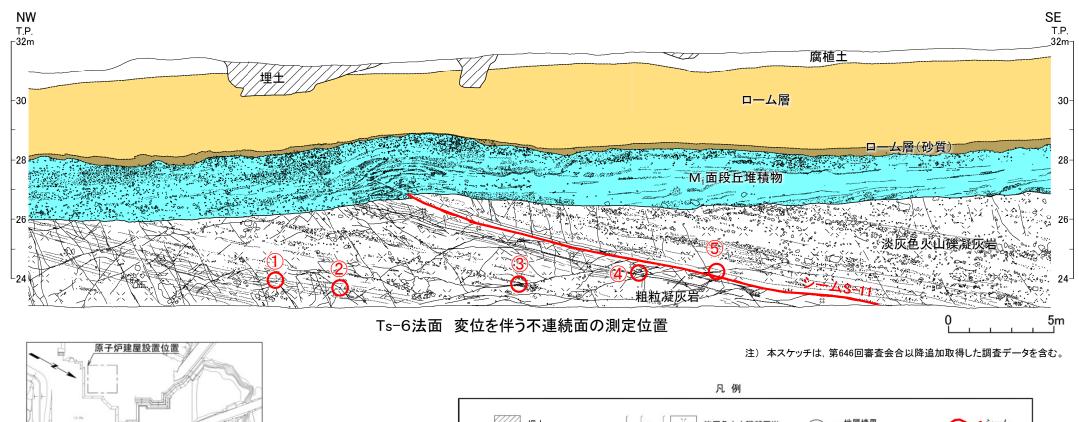
• 岩盤の上に凸の形状に関係する変位を伴う不連続面の特徴を示す。

6. 変位を伴う不連続面の特徴(2/20)

第804回審査会合 資料1-2 P.43 一部修正



変位を伴う不連続面の分布・性状(測定位置):Ts-6法面



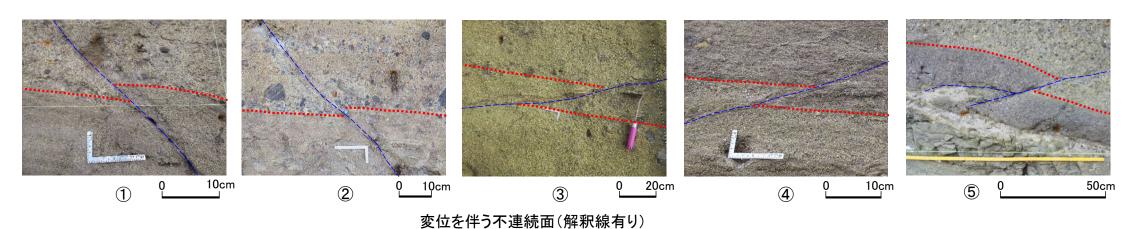
原子炉建屋設置位置 ボース Ts-6法面 100m ※破線部は旧法面である。 た 実 図

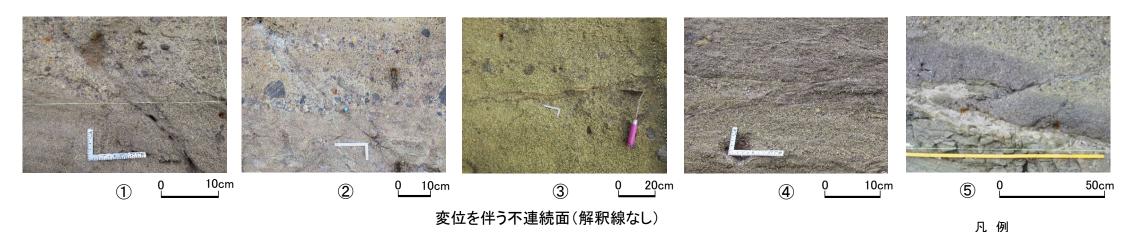
変状が認められるTs-6法面において、変位を伴う不連続面の走向・傾斜及び変位センスを測定した(P.6-3参照)。

第804回審査会合 資料1-2 P.44 再掲



変位を伴う不連続面の性状(変位センス):Ts-6法面





変位を伴う不連続面①~⑤は、葉理等の変位から上盤が上方に数cm~10数cm変位するものが主体である。

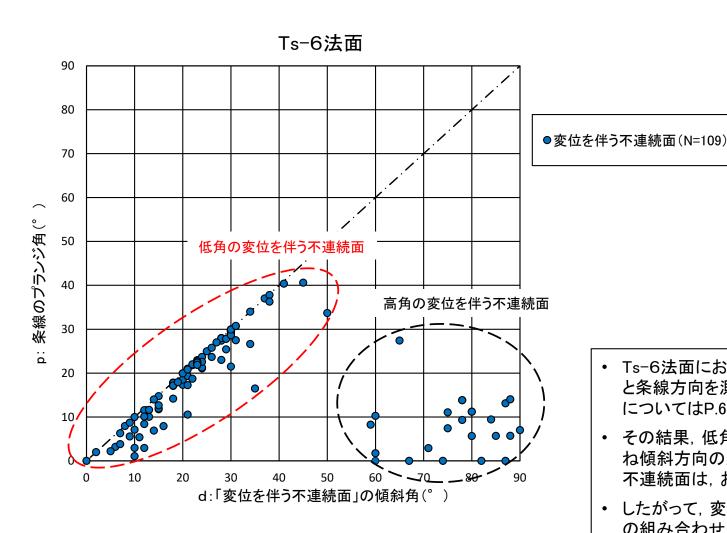
----- 変位を伴う不連続面 ----- 変位基準(葉理等)

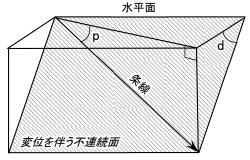
6. 変位を伴う不連続面の特徴(4/20)

第804回審査会合 資料1-1 P.4-29 一部修正



変位を伴う不連続面の高角と低角との区分:Ts-6法面





p:条線のプランジ角 d:変位を伴う不連続面の傾斜角

- Ts-6法面において,変位を伴う不連続面の走向・傾斜と条線方向を測定した(他のトレンチ及び法面での結果についてはP.6-10参照)。
- その結果, 低角傾斜の変位を伴う不連続面は, おおむ ね傾斜方向の条線が認められ, 高角傾斜の変位を伴う 不連続面は, おおむね走向方向の条線が認められる。
- したがって、変位を伴う不連続面は、傾斜角と条線方向の組み合わせにより、おおむね傾斜50°を境として高角と低角の2つに区分される。



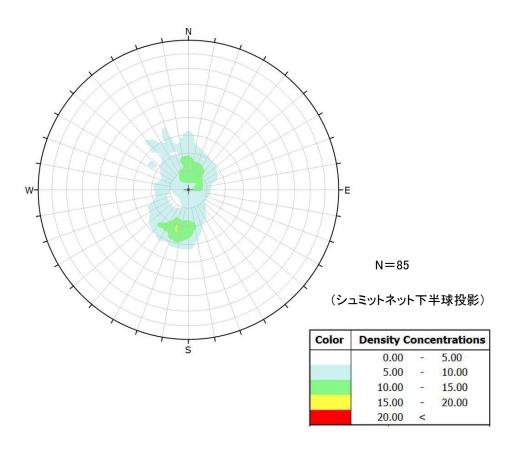
(余白)

6. 変位を伴う不連続面の特徴(5/20)

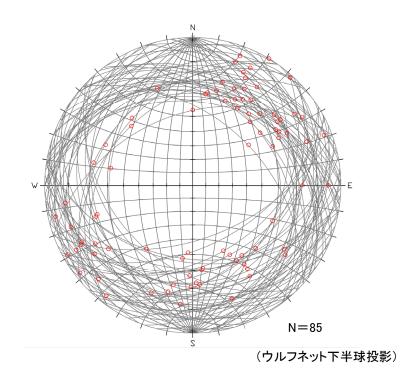
第804回審査会合 資料1-1 P.4-30 一部修正



低角の変位を伴う不連続面の走向・傾斜と条線方向: Ts-6法面



低角の変位を伴う不連続面の走向・傾斜の分布



大円: 低角の変位を伴う不連続面の走向・傾斜 ○: 低角の変位を伴う不連続面の条線方向

低角の変位を伴う不連続面の走向・傾斜 及び条線方向

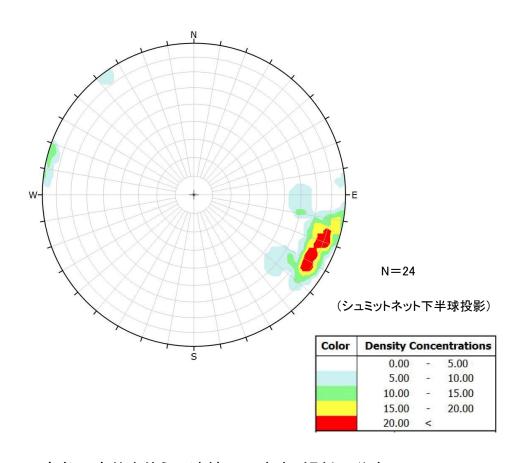
低角の変位を伴う不連続面の走向は様々な方向を示し、条線はその面の傾斜方向にほぼ一致する。

6. 変位を伴う不連続面の特徴(6/20)

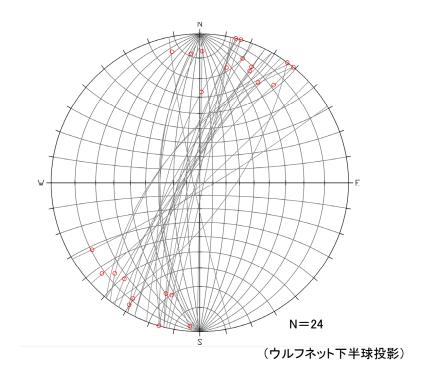
第804回審査会合 資料1-1 P.4-31 一部修正



高角の変位を伴う不連続面の走向・傾斜と条線方向:Ts-6法面



高角の変位を伴う不連続面の走向・傾斜の分布



大円: 高角の変位を伴う不連続面の走向・傾斜 ○: 高角の変位を伴う不連続面の条線方向

高角の変位を伴う不連続面の走向・傾斜 及び条線方向

高角の変位を伴う不連続面の走向はNNE-SSW~NE-SW方向で、 条線はほぼ走向方向である。

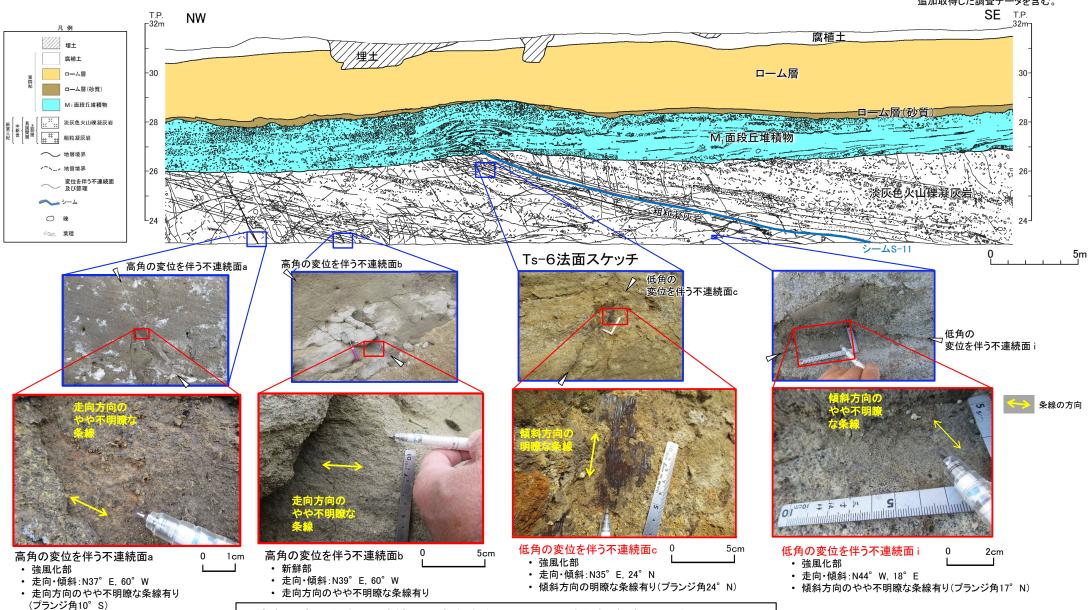
6. 変位を伴う不連続面の特徴(7/20)

第804回審査会合 資料1-1 P.4-26 一部修正



高角の変位を伴う不連続面及び低角の変位を伴う不連続面の性状:Ts-6法面

注) 本スケッチは、第646回審査会合以降追加取得した調査データを含む。



• 高角の変位を伴う不連続面は走向方向のやや不明瞭な条線が認められる。

• 低角の変位を伴う不連続面は傾斜方向に明瞭~やや不明瞭な条線が認められる。

コメントNo.S2-135

第804回審査会合 資料1-1 P.4-27 一部修正

注1)本スケッチは、第646回審査会合以降追加取得した調査データを含む。



高角の変位を伴う不連続面の性状:Ts-6法面

注2)Ts-2, 7トレンチにおける高角の変位を伴う不連続面と段丘堆積物との SE 関係については、P.6-21、6-23参照。 NW 埋土 腐植土 ローム層 M. 而段丘堆精料 変付を伴う不連続面 〇 碑 高角の変位を Ts-6法面スケッチ 伴う不連続面e 高角の変位を 高角の変位を伴う M₄面段丘 伴う不連続面h 高角の変位を伴う M₁面段丘 不連続面g 高角の変位を伴う 不連続面f 高角の変位を伴う不連続面h 低角の変 高角の変位を伴う不連続面f • 走向·傾斜:N38° E, 86° E 伴う不連 25cm • 走向·傾斜:N59° E, 84° S M₁面段丘堆積物に変位・変形を与えていない。 高角の変位を伴う不連続面e M₁面段丘堆積物に変位・変形を与えていない。 走向•傾斜:N18° E, 75° E 高角の変位を伴う不連続面g • 低角の変位を伴う不連続面(N41° W, 21° W) • 走向 傾斜: N29° E. 76° W により切断されている。 50cm • M₁面段丘堆積物に変位・変形を与えていない。 高角の変位を伴う不連続面a

- (前頁の高角の変位を伴う不連続面aの上方)・ 走向・傾斜:N17°E.70°W
- 低角の変位を伴う不連続面(N39°W, 23°E)により切断 されている。
- M,面段丘堆積物に変位・変形を与えていない。

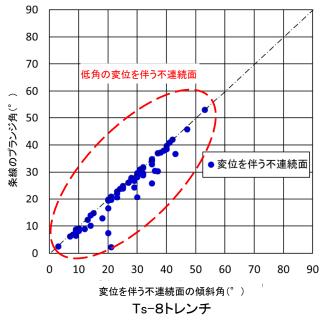
- 高角の変位を伴う不連続面は、M₁面段丘堆積物に変位を与えておらず後期更新世以降の活動がないことを確認した。
- 変状は後期更新世に生じたものであることから、後期更新世以降の活動がない高角の変位を伴う不連続面は、変状の形成に関係しないと判断される。
- ▶・なお、高角の変位を伴う不連続面は、低角の変位を伴う不連続面により切断されている。

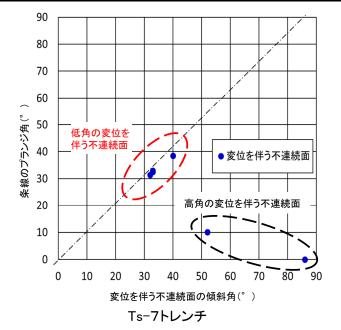
6. 変位を伴う不連続面の特徴(9/20)

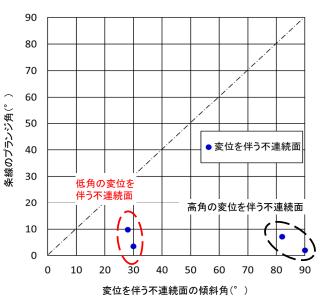
第804回審査会合 資料1-1 P.4-38 一部修正



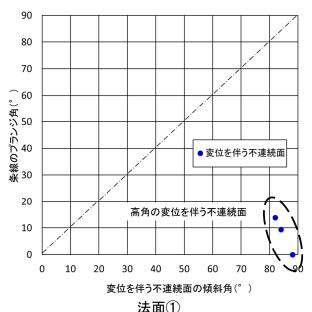
変位を伴う不連続面の高角と低角の区分: Ts-2,7,8トレンチ及び法面①







Ts-2トレンチ



- Ts-2,7,8トレンチ及び法面①において,変位を伴う不連続面の走向・傾斜と条線方向を測定した。
- その結果, Ts-6法面(P.6-4参照)と同様に, 低角傾斜の変位を伴う不連続面は, おおむね傾斜方向の条線が認められ, 高角傾斜の変位を伴う不連続面は, おおむね走向方向の条線が認められる。
- したがって、変位を伴う不連続面は、傾斜 角と条線の組み合わせにより、おおむね 傾斜50°を境として高角と低角の2つに区 分される。

注)Ts-8トレンチのデータ測定位置はP.6-18参照。



(余白)

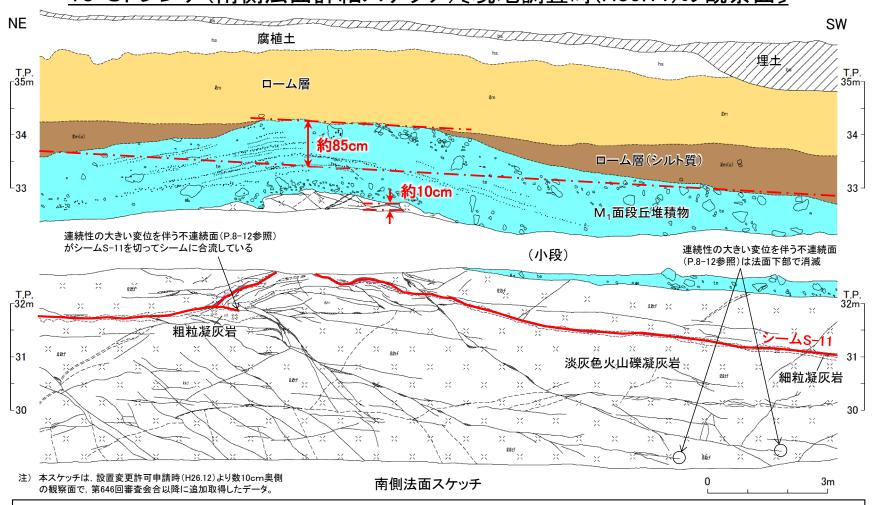
6. 変位を伴う不連続面の特徴(10/20)

第804回審査会合 資料1-2 P.53 一部修正

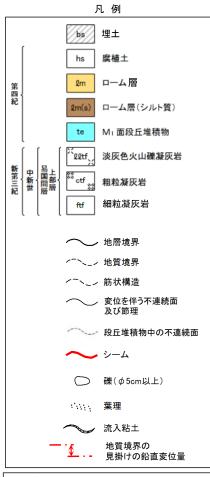


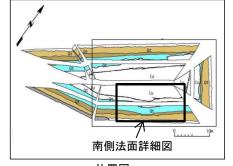
<u>変位を伴う不連続面の分布・性状(1/5):</u>

Ts-8トレンチ(南側法面詳細スケッチ) 〔現地調査時(H30.11)の観察面〕



- Ts-8トレンチ南側法面の現地調査時(H30.11)の法面観察の結果、M₁面段丘堆積物及びその直下の岩盤上面に上に凸の形状が認められ、その見掛けの鉛直変位量は約85cmである。なお、一部の変位を伴う不連続面の延長上には、段丘堆積物中の不連続面及び岩盤上面の段差から成る小規模な変状(見掛けの鉛直変位量約10cm)が認められる。
- ・岩盤上面及びシームS-11にも上に凸の形状の変位・変形が認められ、その形状の北東端で連続性の大きい変位を伴う不連続面(P.8-12 参照)がシームS-11を切ってシームに合流していることから、上に凸の形状の変位・変形は主として変位を伴う不連続面沿いの変位により形成されたと考えられることを確認した。
- ・設置変更許可申請時(H26.12)の観察結果と同様に、変状付近にある連続性の大きい変位を伴う不連続面(P.8-12参照)は、法面下部に 向かって傾斜が緩やかになり消滅することを確認した。





位置図

6. 変位を伴う不連続面の特徴(11/20)

第804回審査会合 資料1-2 P.54 一部修正



変位を伴う不連続面の分布・性状(2/5):

Ts-8トレンチ(南側法面写真) [現地調査時(H30.11)の観察面]



(小段)



*: 試料採取箇所

南側法面写真



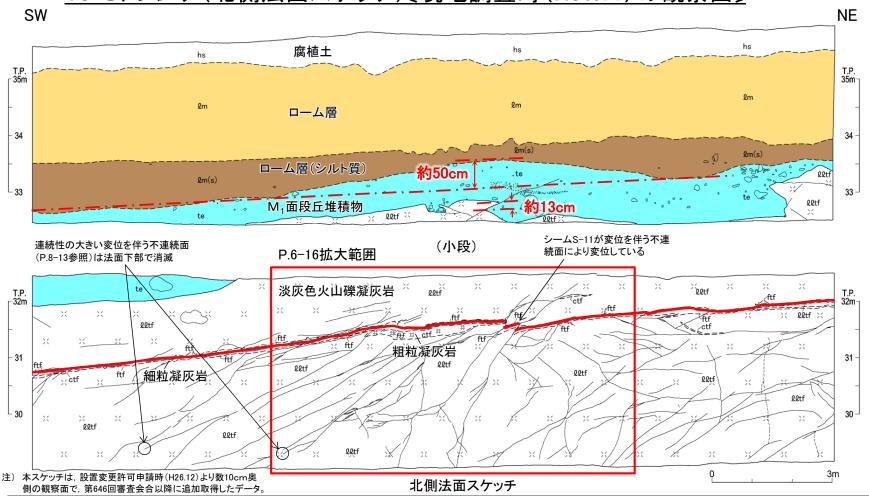
6. 変位を伴う不連続面の特徴(12/20)

第804回審査会合 資料1-2 P.55 一部修正

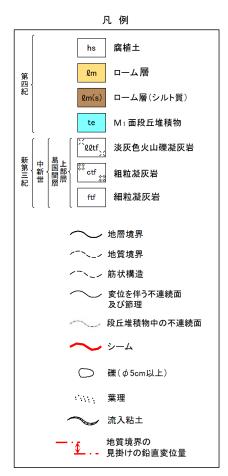


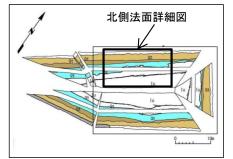
変位を伴う不連続面の分布・性状(3/5):

Ts-8トレンチ(北側法面スケッチ) [現地調査時(H30.11)の観察面]



- Ts-8トレンチ北側法面の現地調査時(H30.11)の法面観察の結果, 南側法面と同様にM₁面段丘堆積物に上に凸の形状が認められ, その見掛けの鉛直変位量は約50cmである。なお, 一部の変位を伴う不連続面の延長上には, 段丘堆積物中の不連続面及び岩盤上面の段差から成る小規模な変状(見掛けの鉛直変位量約13cm)が認められる。
- •岩盤上面及びシームS-11にも上に凸の形状の変位・変形が認められ、シームS-11が変位を伴う不連続面により変位している部分があることから、南側法面と同様に、上に凸の形状の変位・変形は主として変位を伴う不連続面沿いの変位によって形成されたと考えられることを確認した。
- ・設置変更許可申請時(H26.12)の観察結果と同様に、変状付近にある連続性の大きい変位を伴う不連続面(P.8-13参照)は、法面下部で 消滅することを確認した。





位置図

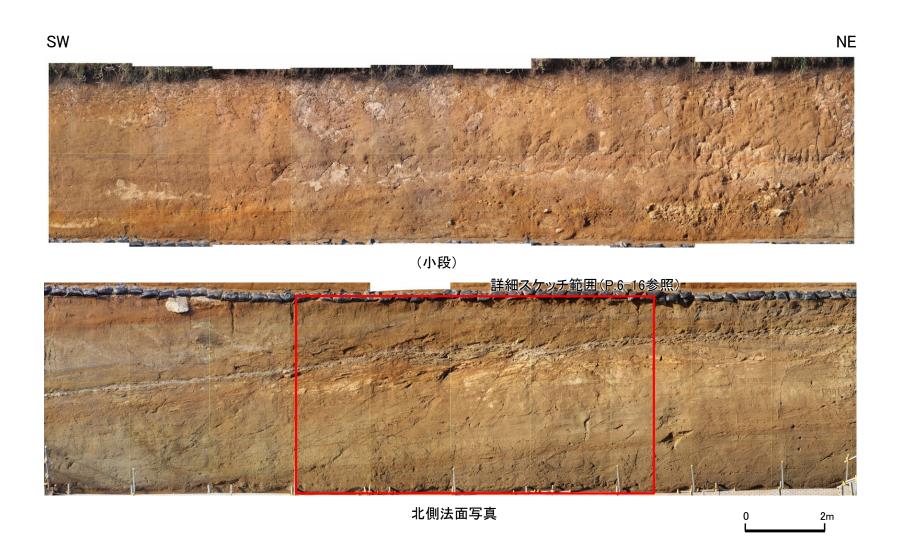
6. 変位を伴う不連続面の特徴(13/20)

第804回審査会合 資料1-2 P.56 再掲



変位を伴う不連続面の分布・性状(4/5):

Ts-8トレンチ(北側法面写真)[現地調査時(H30.11)の観察面]



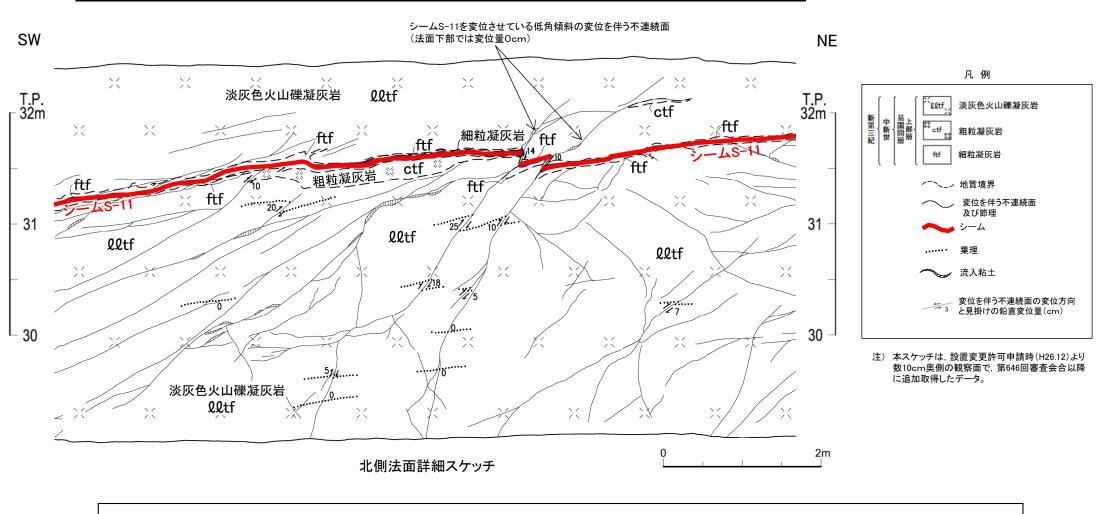
6. 変位を伴う不連続面の特徴(14/20)

第804回審査会合 資料1-2 P.57 一部修正



変位を伴う不連続面の分布・性状(5/5):

Ts-8トレンチ(北側法面詳細スケッチ) [現地調査時(H30.11)の観察面]



北側法面の現地調査時(H30.11)の法面観察の結果,シームS-11を変位させている低角傾斜の変位を伴う不連続面は,下位に向かって変位量は小さくなり,法面下部で変位量はOcmとなることから,設置変更許可申請時(H26.12)の変位を伴う不連続面沿いの変位量分布(P.8-14参照)と調和的であることを確認した。

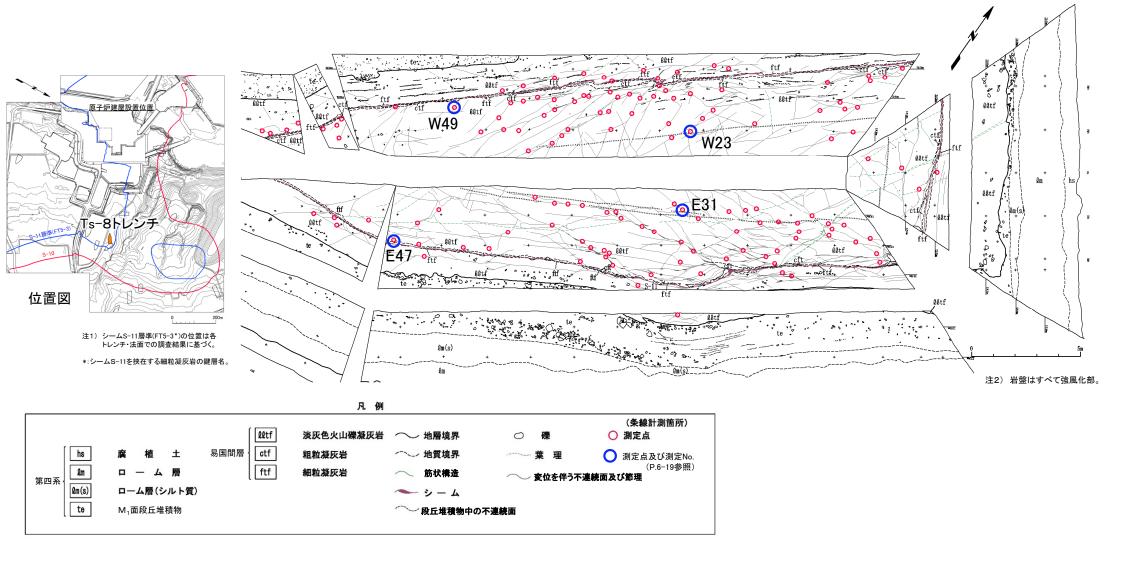


(余白)

第804回審査会合 資料1-2 P.59 再掲



<u>変位を伴う不連続面の分布・性状(測定位置):Ts-8トレンチ</u>

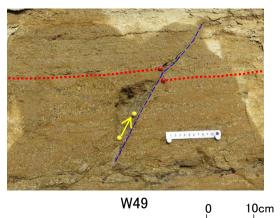


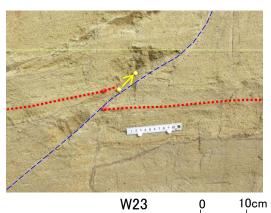
変状が認められるTs-8トレンチにおいて、変位を伴う不連続面の走向・傾斜、変位センス及び条線を測定した(P.6-19参照)。

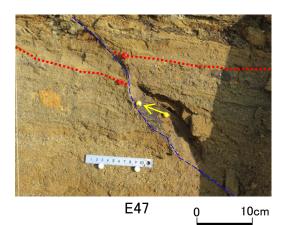
第804回審査会合 資料1-2 P.60 再掲

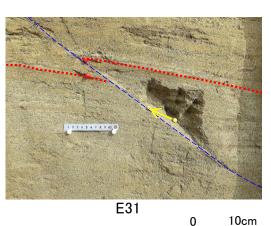


変位を伴う不連続面の性状(条線の方向及び変位センス):Ts-8トレンチ

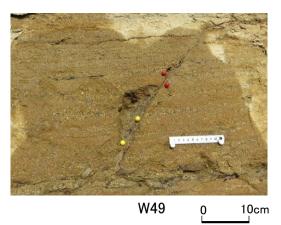


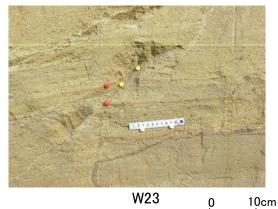


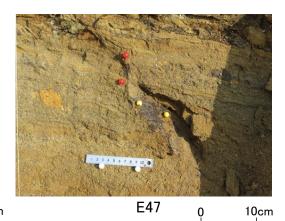


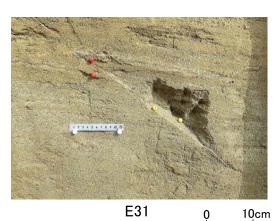


変位を伴う不連続面(解釈線有り)









変位を伴う不連続面(解釈線なし)

- 変位を伴う不連続面の条線の方向はほぼ最大傾斜方向を示す。
- •変位を伴う不連続面沿いの葉理等の変位から、上盤が上方に数cm程度変位するセンスを示す。

凡例

·---- 変位を伴う不連続面 ·---- 変位基準(葉理等)



条線の方向



(余白)

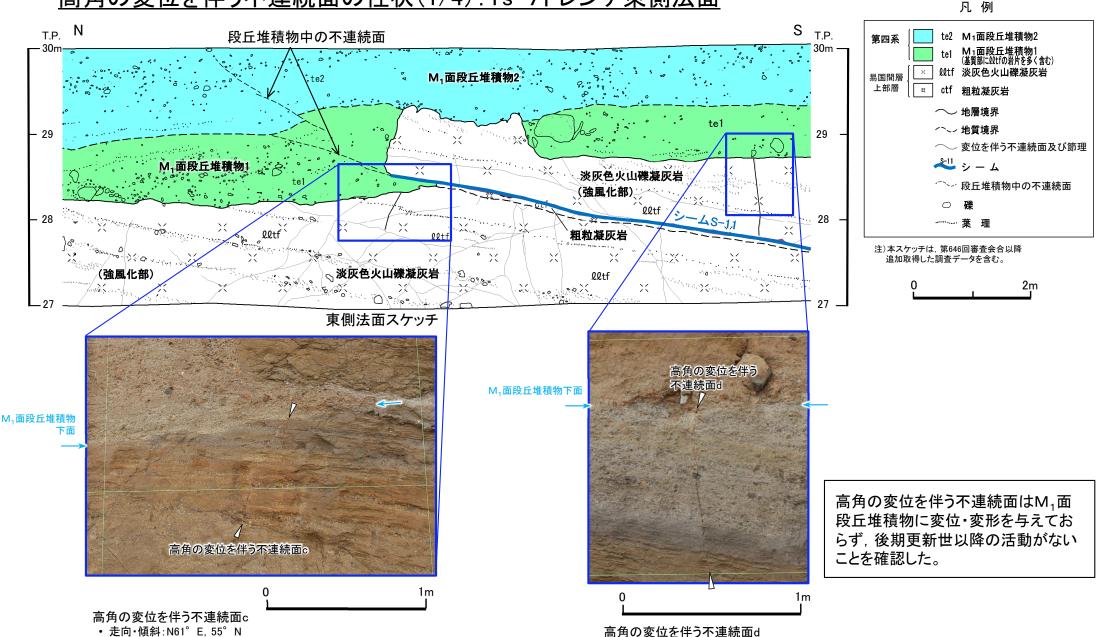
6. 変位を伴う不連続面の特徴(17/20)

M₁面段丘堆積物に変位・変形を与えていない。

第804回審査会合 資料1-1 P.4-33 再掲



高角の変位を伴う不連続面の性状(1/4):Ts-7トレンチ東側法面



• 走向·傾斜: N55° E, 80° N

M₁面段丘堆積物に変位・変形を与えていない。

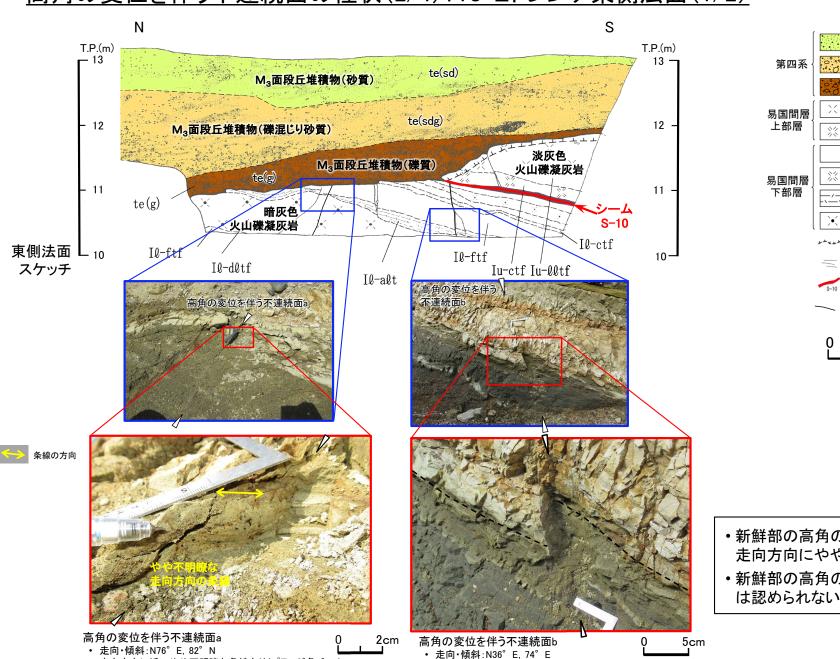
6. 変位を伴う不連続面の特徴(18/20)

・ 走向方向に近いやや不明瞭な条線有り(プランジ角7°N)

第804回審査会合 資料1-1 P.4-36 一部修正



高角の変位を伴う不連続面の性状(2/4):Ts-2トレンチ東側法面(1/2)



条線は認められない。

- 凡例
- te(sd) M₃面段丘堆積物(砂質)

 te(sdg) M₃面段丘堆積物(礫混じり砂質)
 - te(g) M3面段丘堆積物(礫質)
- - ^{部層} [| | | | | | | | Iu-ctf 粗粒凝灰岩
- 易国間層 | 淡 Ile-ctf 粗粒凝灰岩
 - 部層 Il-alt 細粒凝灰岩 粗粒凝灰岩互層
 - │ ▶< | Il-dltf 暗灰色火山礫凝灰岩
 - ・ 強風化部下限
 - 第四系中の葉理
 - シーム
 - 一へ 変位を伴う不連続面及び節理
 - 0 3m
 - 注)本スケッチは,第646回審査会合以降 追加取得した調査データを含む。

- 新鮮部の高角の変位を伴う不連続面aにほぼ 走向方向にやや不明瞭な条線が認められる。
- 新鮮部の高角の変位を伴う不連続面bに、条線 は認められない。

6. 変位を伴う不連続面の特徴(19/20)

高角の変位を伴う不連続面a

• 走向·傾斜: N76° E. 82° N

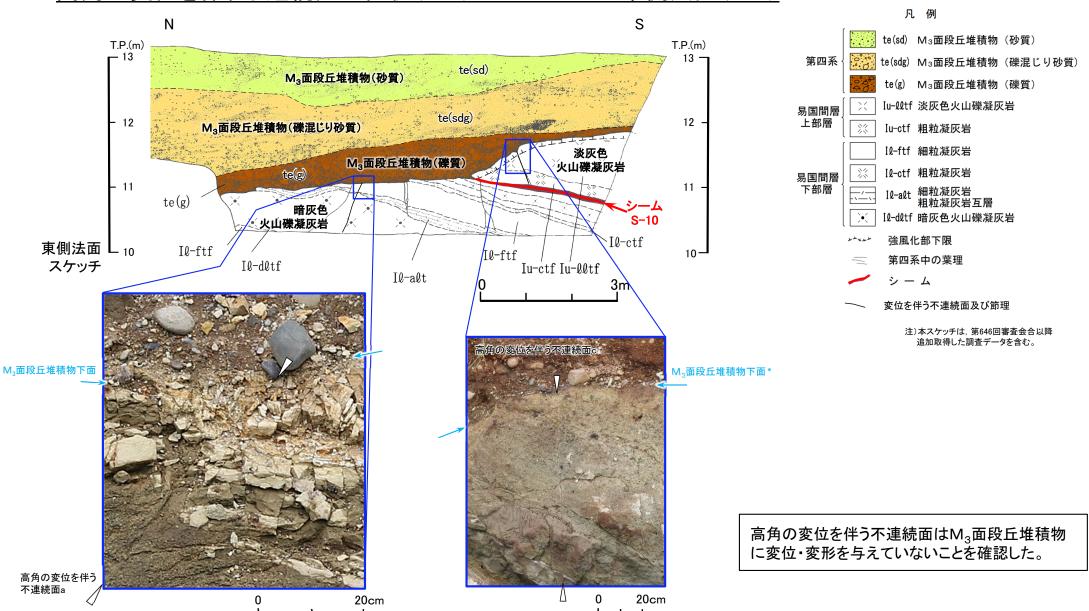
(前頁の高角の変位を伴う不連続面aと同じもの)

• M₃面段丘堆積物に変位・変形を与えていない。

第804回審査会合 資料1-1 P.4-37 再掲



高角の変位を伴う不連続面の性状(3/4):Ts-2トレンチ東側法面(2/2)



高角の変位を伴う不連続面c

• 走向·傾斜:N46° E, 84° N

• M。面段丘堆積物に変位・変形を与えていない。

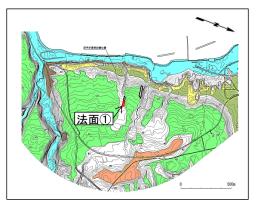
*:写真撮影時期はスケッチ作成時期と異なるため、 Ma面段丘堆積物下面の形状が異なる。

6. 変位を伴う不連続面の特徴(20/20)

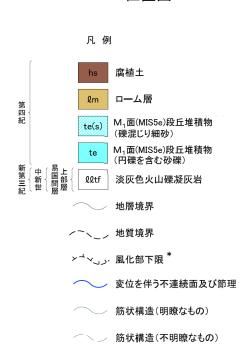
第804回審査会合 資料1-1 P.4-34 一部修正



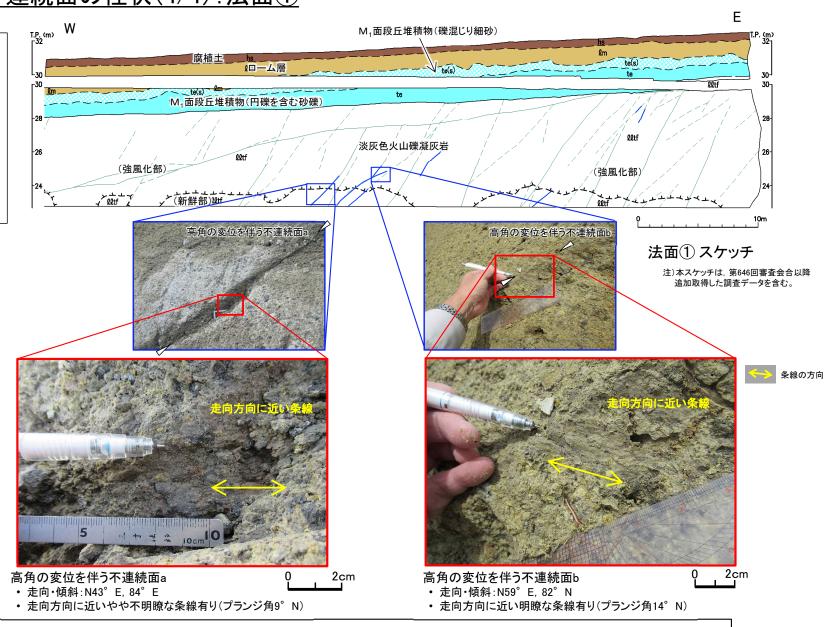
高角の変位を伴う不連続面の性状(4/4):法面①



位置図



*:風化部は,主に強風化部から成り, 下部に薄い弱風化部を含む。



- 法面①の新鮮部及び強風化部では、高角の変位を伴う不連続面a,bにほぼ走向方向の条線が認められる。
- •全体に表面は礫の凹凸主体で、条線はやや不明瞭である。



(余白)